

発議案第9号

船田兼司議員に対する議員辞職勧告決議について

上記議案を別紙のとおり、君津市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年12月17日

|     |         |      |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 君津市議会議員 | 小倉靖幸 |
| 賛成者 | 同       | 高橋明  |
|     | 同       | 磯貝清  |
|     | 同       | 野上慎治 |

君津市議会議長 三浦章様

提案理由

船田兼司議員の傷害事件について、今般、在宅起訴されたことに鑑み、議員辞職勧告を決議するものである。

## 船田兼司議員に対する議員辞職勧告決議

我々議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理感と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

君津市議会基本条例第4条では、議員の諸活動は、法令、条例、規則その他の規程を遵守し、かつ、議員としての品格を保持したものでなければならないとしている。

しかしながら、船田兼司議員は、令和元年11月17日未明に県内の40歳代男性に傷害を負わせた疑いがあるとして、昨年新聞報道されており、また、県警に告訴されている。

そして、今般、議員本人から傷害事件について在宅起訴された旨、報告を受けたものである。

これら船田兼司議員の新聞報道等による事案は、市民の範として法令等の遵守が求められる市議会議員の職にありながら、君津市並びに君津市議会に対する市民の信頼を損ねるものであると言わざるを得ない。

よって、船田兼司議員は、公職である市議会議員として道義的責任を免れず、事態の重大さを真摯に受け止め、議員を辞職されるのが妥当である。

以上の理由から、船田兼司議員に対して議員辞職勧告を決議する。

令和3年12月17日

君 津 市 議 会